NEWS RELEASE

2026 年 11 月 4 日

グループ会社で発生した建設業法に係る事案について

グループ会社において、建設業法に違反する建設工事の受発注を行っていたことが判明しました。判明した事実については、それぞれのグループ会社から速やかに所管行政機関へ報告を行っております。今後同種の事案が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

１．グループ会社で発生した建設業法に違反する建設工事の受発注について

グループ会社で発生した建設業法に違反する事案について、それぞれの会社から所管行政機関へ届出を行いました。

(1) 北海道クリーン・システム㈱

北海道クリーン・システム㈱は、当社が発注したＪＲ札幌病院のＬＥＤ化工事２件において、建設業法等により定められている経営事項審査を受けていないにもかかわらず、工事契約を締結した。

この件について、2026年８月10日付で所管行政機関に届出を行い、本日付で「指示処分」とする旨を受領した。

※ 国土交通省令で定める法人（当社を含む）が発注する１件の請負代金税込500万円（建築一式工事の場合は税込1,500万円）以上の建設工事は、公共工事に該当し、建設業法等に定められている経営事項審査を受けなければ、直接請け負うことはできないとされている。

(2) 札建工業㈱

札建工業㈱は、当社が発注した仮設防雪柵設置撤去工事５件において、建設業許可を有しない建設業を営む会社と下請契約を締結した。

この件について、2026 年９月２日付で所管行政機関に届出を行った。（処分未定）

※ 建設業法第28条第１項第６号では、建設業許可を受けた建設業者が建設業許可を受けずに建設業を営む者と、500万円以上の建設工事の下請契約を締結したとき、監督行政庁は当該建設業者に対し必要な指示をすることができるとされている。

(3) ㈱ドウデン

㈱ドウデンは、当社が発注した照明器具取替工事１件において、建設業許可を有しない建設業を営む会社と下請契約を締結した。

この件について、2026 年９月７日付で所管行政機関に届出を行った。（処分未定）

※ 上記の建設業法第 28 条第１項第６号に該当。

２．再発防止策

本件を受けまして、今後同種の事案を発生させないために以下の再発防止策を実施しております。

- 札建工業㈱と㈱ドウデンにおいて、協力会社の建設業許可の有無及び有効期限を明記した協力会社のリストを作成し、協力会社選定時や下請負契約時に協力会社の建設業許可の有無や有効期限を確認する。
- 上記２社において、建設業許可の無い協力会社へ発注する場合は、請負金額が 500 万円未満（税込）であることを確認する。
- 北海道クリーン・システム㈱については、工事請負体制等を踏まえ、保有する建設業３種（建築一式工事業、電気工事業、管工事業）全てについて廃業手続きを行った。

なお、当社においても、当社の発注した建設工事により、グループ会社で建設業法違反が発生した事実を真摯に受け止め、以下の再発防止策を講じております。

- 当社の発注する建設工事が公共工事に該当するということ等の建設業法に関する認識を明確にするための社内周知。
- 契約前に経営事項審査を受審していることを確認する仕組みの整備や、建設工事の発注に関する教育資料の修正。